

高齢者保健福祉・介護保険制度をとりまく最近の動向について

1 高齢者住まい法の改正について **別紙 1**参照

○ 概要

高齢者住まい法（高齢者の居住の安定確保に関する法律）は、高齢者の居住の安定の確保を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的として、平成 13 年 10 月に施行されたものである。

この間の高齢者の増加、一人暮らし・夫婦のみの高齢者世帯の増加に対し、サービス付きの住宅供給が進まないことから、高円賃、高専賃、高優賃を廃止し、サービス付き高齢者向け住宅に一本化し、都道府県知事の登録制度を創設するもの。

平成 23 年 2 月 8 日閣議決定 今国会に法案提出

2 要介護認定等の有効期間の上限の改正について **別紙 2**参照

○ 概要

社会保障審議会介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」（平成 22 年 11 月 30 日提言）を踏まえ、介護保険法施行規則を改正し、区分変更申請及び更新申請における要支援、要介護認定をまたぐ際の設定可能な認定有効期間の範囲の延長を行い、要介護認定等に係る市町村の事務負担を軽減するもの。

平成 23 年 4 月 1 日施行予定

3 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業について **別紙 3**参照

○ 概要

当事業は、介護保険サービス利用者が自己負担すべき介護サービス費用の 1 割及び食費・居住費（滞在費）について、社会福祉法人がその社会的な役割に鑑みて、低所得者のうち、特に生計が困難な者に対して利用者負担の軽減を行い、保険者がその経費の一部を助成するもので、本市においても、市内各法人の御協力を得て、平成 12 年 4 月から実施されてきたところである。

平成 23 年度からについては、現在は本事業の対象とされていない生活保護受給者について、個室の居住費（ショートステイの滞在費を含む。）に係る利用者負担額について、本事業の軽減対象に含めることとするもの。

平成 23 年 4 月 1 日実施予定

高齢者住まい法の改正について

1 改正案を提出するに至った背景

高齢化が急速に進む中、高齢の単身者や夫婦のみの世帯が増加しており、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する住宅を確保することが極めて重要である一方、サービス付きの住宅の供給は、諸外国に比べて立ち後れている現状

2 改正案の概要

- 高円賃・高専賃・高優賃を廃止し、サービス付き高齢者住宅に一本化
⇒ 都道府県知事の登録制度を創設（有料老人ホームも登録可）
 - 老人福祉法との調整規定を措置
⇒ サービス付き高齢者住宅の登録を受けた場合は、有料老人ホームの届出が不要
 - 住宅金融支援機構の保険の特例
⇒ 入居一時金に係るリバースモーゲージ※を住宅金融支援機構の保険の対象に追加
- ※ リバースモーゲージ…自宅を担保に金融機関から年金の形で金銭を受け取る仕組み

3 スケジュール

平成 23 年 2 月 8 日閣議決定 今国会に法案提出

要介護認定等の有効期間の上限の改正について

1. 改正の趣旨

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）における要介護認定及び要支援認定（以下「要介護認定等」という。）には有効期間があり、その具体的期間については厚生労働省令に委任されているところ。

今般、「介護保険制度の見直しに関する意見」（平成 2 2 年 1 1 月 3 0 日社会保障審議会介護保険部会取りまとめ）を踏まえ、要介護認定等に係る市町村の事務負担を軽減するため、要介護認定等の有効期間を延長する。

（参考）「介護保険制度の見直しに関する意見」（平成 2 2 年 1 1 月 3 0 日社会保障審議会介護保険部会取りまとめ）

当面、要介護認定に係る市町村の事務負担が大きいとの指摘があることから、要介護、要支援をまたぐ際などの認定の有効期間の延長を求める保険者の意見などを踏まえて、事務の簡素化を速やかに実施すべきである。

2. 改正の内容

介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生労働省令第 3 6 号。以下「令」という。）に規定する有効期間の上限の一部を以下のとおり改正する。

（具体的な対応）

申請区分等		原則の認定有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲	原則の認定有効期間（改正後）	設定可能な認定有効期間の範囲（改正後）
新規申請		6 カ月	3 ～ 6 カ月	6 カ月	3 ～ 6 カ月
区分変更申請		6 カ月	3 ～ 6 カ月	6 カ月	3 ～ 1 2 カ月
更新申請	前回要支援→今回要支援	1 2 カ月	3 ～ 1 2 カ月	1 2 カ月	3 ～ 1 2 カ月
	前回要介護→今回要介護	1 2 カ月	3 ～ 2 4 カ月	1 2 カ月	3 ～ 2 4 カ月
	前回要支援→今回要介護	6 カ月	3 ～ 6 カ月	6 カ月	3 ～ 1 2 カ月
	前回要介護→今回要支援	6 カ月	3 ～ 6 カ月	6 カ月	3 ～ 1 2 カ月

3. スケジュール

施行日：平成 2 3 年 4 月 1 日

社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業について

(1) 事業実施率の向上

本事業は、介護保険サービスを提供する社会福祉法人等が生計困難者の利用者負担を軽減する場合、国、都道府県及び市町村がその費用の一部を助成する事業である。

また、所得の低い方が介護保険サービスを利用しやすくする観点から効果的であり、本事業は、社会保障審議会介護給付費分科会においても「国、自治体、社会福祉事業の主たる担い手たる社会福祉法人は、低所得者もユニット型施設に入所できるよう、実施率 100%を目標に、その推進方策について検討すべき」との審議とりまとめ（「一部ユニット型施設の基準等に関する審議とりまとめ」平成 22 年 9 月 21 日社会保障審議会介護給付費分科会）がなされている。

あくまで、本事業は、社会福祉法人の主体的な取り組みに基づく任意事業ではあるが、所得の低い方への支援策として重要な役割を果たしており、全ての地域において本事業が利用できるよう、管内の市町村及び社会福祉法人に実施していただくことを目標に、一層の事業の推進について働きかけをお願いしたい。

※ 現在、静岡県では、全ての社会福祉法人（事業所）が本事業を実施している。その実施に向けた取り組みとしては、主に、①県内の事業者団体に協力を依頼、②県内市町の協力の下、文書や電話のみならず個別の法人訪問による働きかけを実施、③本事業を実施した場合の法人負担額のシミュレーションを示す、などが挙げられる。

なお、昨年の厚生労働省の事業仕分けにおいて、「個々の施設において利用者負担軽減事業の実施の有無がわかるようになっているのか」という指摘がされており、本事業の周知のみならず、介護サービス情報の公表制度は個々の施設における本事業の実施状況を確認できることとなっているので、「利用者の利便性の向上」の観点から、情報公表制度の周知も図られたい。

また、担当ケアマネジャー等のアドバイスを契機に本事業を利用することも多いことに鑑み、居宅介護支援事業者及びその関係団体等へ再度の周知をお願いしたい。

(2) 生活保護受給者の個室の居住費に係る軽減事業の拡大

本事業は生活に困窮する者の利用者負担を軽減する事業であるが、生活保護受給者については対象とされていない。

また、生活保護制度においては、

- ① 介護保険施設の居室のうち、多床室が大半を占めると考えられること

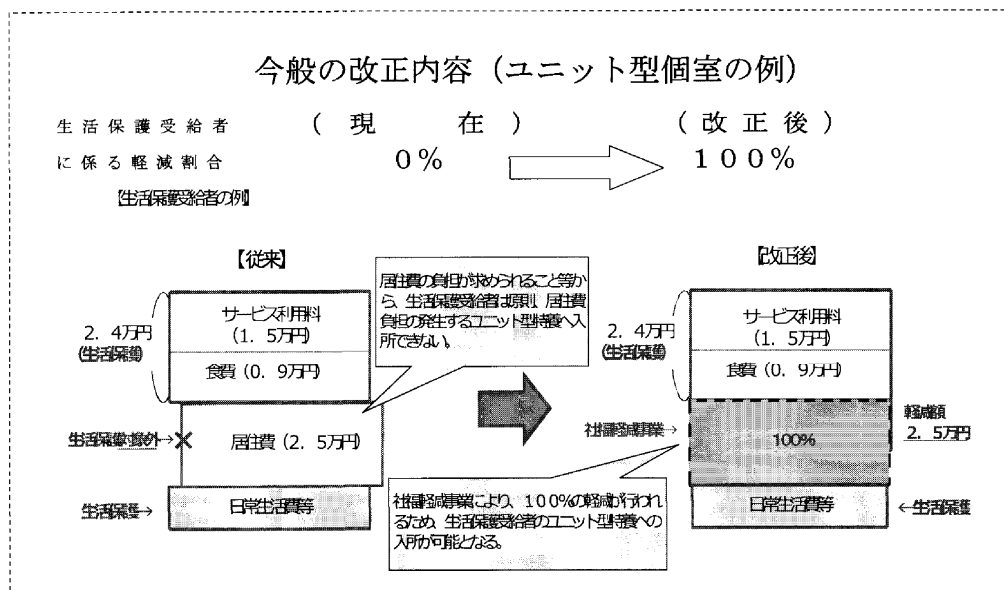
② 居住費の負担が求められること

などから、生活保護受給者のユニット型施設への入所については、当面、居住費の利用者負担分について、生活保護費で対応しなくても入所が可能な場合等に限定することとされている。

しかし、今般、社会保障審議会介護給付費分科会の審議とりまとめにおいて、「(本制度により)生活保護受給者も、ユニット型施設への入所が可能となるよう、支援制度のあり方について検討すべき」との意見が出されたところであり、平成23年度から、生活保護受給者の個室の居住費(ショートステイの滞在費を含む。)に係る利用者負担額について、本事業の軽減対象に含めることとする。

(対象サービス)

介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護



(参考 1)

介護給付費分科会報告（平成 22 年 9 月 21 日）

「一部ユニット型施設の基準等に関する審議のとりまとめ」（抄）

2. ユニット型施設の推進方策の強化

(4) ユニット型施設入居者に係る低所得者対策について

① 現在行われている社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度について、国、自治体、社会福祉事業の主たる担い手たる社会福祉法人は、低所得者もユニット型施設に入所できるよう、実施率 100%を目標に、その推進方策について検討すべきである。

② 生活保護制度において、生活保護受給者のユニット型施設への入所に関しては、介護保険施設の居室のうち、多床室が大半を占めると考えられること、居住費の負担が求められることなどから、生活保護受給者以外の低所得者の方との公平性に鑑み、当面、一定の要件に該当する場合に限定されている。

国、自治体、社会福祉法人は、①の制度により、生活保護受給者もユニット型施設への入所が可能となるよう、支援制度のあり方について検討すべきである。その際、老健局においては、社会・援護局と密接に連携をとりつつ、その実現に向けて取り組むべきである。

(参考 2)

「介護保険制度見直しに関する意見書」（抜粋）

（平成 22 年 10 月 26 日・全国社会福祉施設経営協議会から介護保険部会長あて）

1. 低所得者対応の一層の推進

全国社会福祉施設経営者協議会では、現在、介護保険事業を実施している会員法人において低所得者に対する社会福祉法人減免の 100%実施に向けた取り組みを推進しています。

このような取り組みは、社会福祉法人にあって本来果たすべき役割であり、義務化によらず担うべき事業であるものと考えます。

さらに、今般、社会保障審議会介護給付費分科会においても、生活保護受給者のユニット型特養への入所について検討が進められておりますが、本会としては従前の減免に加えさらなる取り組みを積極的に推進するためにも以下について配慮を求めるものです。

《社会福祉法人の取り組みとして》

○ 全国社会施設経営者協議会は、社会福祉法人減免の 100%実施を目指す。その上で、社会福祉法人による減免の取り組みの拡充を図るため、現在の市町村関与の下で行う社会福祉法人減免に加え、地域や、生活保護受給者を含む低所得者等の入所希望者の状況に即して、法人が独自に減免することを認めていただきたい。

